

福祉ボランティアグループ活動助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、たすけあいを基調とする福祉ボランティア活動の振興とグループ活動の活性化を図るため、高齢者や障がい者、児童等を対象としたボランティア活動を行う福祉ボランティアグループ（以下、「グループ」という。）に対して、社会福祉法人 早島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、活動費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成金の交付対象となるグループは、次のすべての事項に該当するものとする。

- （1）会員が3名以上のグループ
- （2）会則等の組織運営ルールを規定し、会費等の自主財源を確保しているグループ
- （3）町内でおおむね月1回以上、高齢者や障がい者、児童等を対象に、直接的または間接的なボランティア活動を行っているグループ
- （4）特別な活動（事業）を除き、その主となるグループ活動に他の公的な助成等を受けていないグループ

（助成金の種類）

第3条 助成金の種類は、次の各号に定める4種類とする。

- （1）「団体運営費助成金」として、年間の事務調整費として、会員1人あたり別表に掲げる額を助成する。
- （2）「活動人数別助成金」として、前年度に行った第2条3号の活動への年間延べ活動人数に応じ、別表に掲げる額を助成する。
- （3）「福祉教育協力費助成金」として、公的機関が実施する町内の小中学生等を対象とした福祉教育目的の事業への協力時に、1回あたり別表に掲げる額を助成する。
- （4）「備品等購入費助成金」として、グループ活動や新規活動開始時等に、別表に掲げる額を上限に、必要な備品購入費用を助成する。

（交付申請）

第4条 前条に定める各助成金を受けようとするグループは、助成金交付申請書（様式第1号）に添えて、次の各号に掲げる書類を本会会長へ提出しなければならない。

- （1）「団体運営費助成金」
 - ①グループ会員名簿（様式第1号の2）
 - ②活動計画書（様式第1号の3）
 - ③予算書（様式第1号の4）
 - ④会則等
- （2）「活動人数別助成金」
前年度活動人数実績報告書（様式第2号）
- （3）「福祉教育協力費助成金」
福祉教育事業実績報告書（様式第3号）
- （4）「備品等購入費助成金」
備品等購入計画書（様式第4号）

(交付決定)

第5条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、助成金決定通知書（様式第5号）により速やかに交付の決定を通知するものとする。

(実績報告等)

第6条 第4条、第5条により各助成金の交付を受けたグループは、活動が完了したときは速やかに次の号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1)「団体運営費助成」「活動人数別助成」

- ①活動実績報告書（様式第6号）
- ②に活動報告書（様式第6号の2）
- ③及び収支決算書（様式第6号の3）

(2)「備品等購入費助成」

備品等購入確認書（様式第7号）

(助成金の返還)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金の交付の申請について不正の事実があったとき
- (2) 助成金を助成の目的以外に使用した事実があったとき
- (3) 助成を行った活動を中止したとき
- (4) 助成を行った活動を遂行する見込みがなくなると認めるとき
- (5) 助成金額が当該年度の決算で総支出額を超えるとき
- (6) その他、この要綱に違反したと認めるとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

助成金の種類	助成額	対象経費	
(1) 団体運営費助成	会員1人あたり500円を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ・通信運搬費 	
(2) 活動人数別助成	会員の前年度の活動延べ人数に応じ、下記表の区分の助成額を助成する。		
	区分	年間延べ活動人数	助成額
	A	20～39人	10,000円
	B	40～59人	13,000円
	C	60～79人	16,000円
	D	80～99人	19,000円
	E	100～119人	22,000円
	F	120～139人	25,000円
	G	140～159人	28,000円
	H	160～179人	31,000円
	I	180～199人	34,000円
	J	200人以上	37,000円
※内部の定例会、親睦会、販売目的に参加したイベントは除く。			
(3) 福祉教育協力費助成	活動1回あたり、3,000円を助成する。 ※要請のあった当該公的機関や教育機関から別に原材料費等の費用弁償や助成のある場合を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費 ・消耗品費 	
(4) 備品等購入費助成	活動時期に応じ、下記表の区分の助成額を上限に助成する。		
	区分	活動時期	助成額
	A	活動開始時	30,000円
	B	新規活動開始時	30,000円
C	前回助成後 3年経過時毎	20,000円	
<ul style="list-style-type: none"> ・活動機材費(5,000円以上の機材) ・活動に不可欠な消耗品または備品に付随する消耗品(3,000円/個以上の消耗品) 			

※1 本助成申請を行う前に1年間の自主活動を行うことを原則とする。

※2 (3)(4)の各助成の申請は、原則として(1)(2)の申請を前提とする。

※3 対象経費はすべて活動に必要な経費とする。